

## 全体構想:部門別方針

1.	全体構想:部門別方針	4-1
2.	土地利用の方針	4- 2
3.	市街地整備の方針	4-7
4.	道路・交通体系の方針	4-10
5.	公園・緑地の方針	4-13
6.	その他都市施設の方針	4-16
7.	景観形成の方針	4-17
8.	都市防災の方針	4-19
9	都市環境形成の方針	4-21

### 第4章:全体構想:部門別方針

### 1. 全体構想:部門別方針

部門別方針は、将来の都市構造を実現していくために、町全体での土地利用、市街地整備、道路や公園などの都市施設、都市防災などの今後の整備の考え方を方針として示し、都市計画を定める際の総合的な指針となります。

本町では、「都市づくりの理念」に基づく6つの「都市づくりの目標」を定めており、都市づくりの目標を実現するための方策として、8つの部門に関する基本方針を定めます。

### 《都市づくりの目標と部門別方針》

### 都市づくりの目標

#### 【都市づくりの理念】

### 阿蘇西麓の自然に育まれたゆとりある住環境と 活力と魅力にあふれる都市形成による ずっと住み続けられる安全な町

### 【都市づくりの目標】

### (1)拠点の適正配置による生活利便の確保

町を代表する都市拠点の形成から集落拠点に至るまで、地域の特性に応じた拠点を適正に配置し、拠点の役割を分類することにより、町民の日常生活における利便性の確保を図ります。

#### (2)安全に生活できる市街地の形成

自然災害による被害を最小限に抑えるため、災害発生の危険性の高い場所での居住を抑制しつつ、人命優先の避難対策を強化することで、災害に強い市街地形成を図ります。

#### (3) 中心市街地の賑わいの創出と産業振興の促進

本町の中心市街地においては、若い世代の働き場所の確保 や定住促進を図るため、都市機能の集積や商業の活性化によ る賑わいの創出を図ります。また、新産業拠点などにおいて、 産業の集積や新たな企業の誘致、立地などにより、雇用の場 の確保を図るため、産業振興の促進を図ります。

### (4) 幹線道路ネットワークと地域公共交通網の充実

未整備都市計画道路の整備による町内幹線道路ネットワークの構築を図るとともに、超高齢社会に対応できる地域ニーズに応じた公共交通網の充実を図ります。

### (5)豊かな自然資源を活かした潤いのある居住環境の形成

広大な農地や緑地、木山川や秋津川などの雄大な河川など、 本町の豊かな自然資源を活用し、都心部では味わえない生活 に潤いのある居住環境の形成を図ります。

### (6) 広域都市間連携による潜在需要の活性化

阿蘇くまもと空港や益城熊本空港ICなど広域交通結節機能を活かし、周辺他都市と都市機能や公共交通などの有機的な連携を図ることで、本町の潜在需要の活性化を図ります。

### 部門別方針

- → 1. 土地利用の方針
- → 2. 市街地整備の方針
- → 3. 道路・交通体系の方針
- → 4. 公園・緑地の方針
- → 5. その他都市施設の方針
- → 6. 景観形成の方針
- → 7. 都市防災の方針
- → 8. 都市環境形成の方針

### 2. 土地利用の方針

### 2-1 土地利用の基本的考え方

土地利用は、町の適正な市街地形成を誘導する重要な役割を担い、町の将来ビジョンを実現するための基盤となるものです。

震災からの復興を目指す本町は、中心市街地の復興区画整理や災害復興住宅の早期実現によって、町内外の仮設住宅などで生活されている被災者の生活再建を果たし、震災前の安らぎのある穏やかな生活を取り戻すため、町民一丸となってまちづくりに取り組んでいます。

一方、全国の都市では、将来の人口減少が予想される中で、人口規模に応じたコンパクトなまちづくりを実現するための取組が進められており、本町においても将来に向けた準備を進めていくための方策として、立地適正化計画(都市計画マスタープランの一部)の策定にも取り組んでいます。

立地適正化計画は、今後の人口減少や高齢化の進展を見据え、高齢者や子育て世代の誰もが買物や医療・福祉などの日常的な生活サービスを享受できる集約型都市構造への転換を進める方策であり、拠点としての位置づけを行った地区には都市機能を集積するための誘導や、人口減少となった場合でも人口密度を維持するための施策となるものです。

本町は、震災復興による広幅員道路の整備や都市基盤の抜本的な改善などの既成市街地の再生により、現在の市街地内に人口を許容することが難しく、また、既成市街地内に浸水想定区域などを含むことから、新住宅エリア内において、安全な都市的土地利用を目指したまちづくりを進めます。想定人口は、震災によって町外のみなし仮設住宅で生活されている方の町内居住希望者(84.8%;人口ビジョン)と市街地再生に伴って移転を余儀なくされる方などの居住を対象として設定します。

そのような状況を踏まえ、土地利用の基本的な考え方は以下のとおりとします。

- ・住居系土地利用は、住宅や店舗・事務所・工業などの混在を許容する一般住宅地と、住宅に特化した専用住宅地に分類します。一般住宅地は、良好な居住環境の維持・形成に努めつつ、交通利便性が高く、都市機能が集積する拠点周辺の居住を誘導することで人口密度の維持を図ります。専用住宅地は、ゆとりある居住環境の維持・形成を図り、居住地の魅力を高めます。
- ・商業・業務系土地利用は、町民生活のための生活拠点に位置づけられた地区に商業・業務地 を、店舗や事業所の立地が想定される幹線道路沿道に沿道サービス地を設定し、商業・業務 機能や日常生活に必要とされる生活サービス機能を集積・強化します。
- ・産業系土地利用は、産業立地のポテンシャルが高いインターチェンジや阿蘇くまもと空港の 周辺に新産業拠点や広域産業拠点、産官学広域連携拠点を配置し、産業用地の確保による新 たな企業の立地を促進します。また、インターチェンジや阿蘇くまもと空港を結ぶ広域幹線 道路に位置づけられた産業形成軸は、企業の立地を許容する場所として、市街化調整区域を 含めた土地活用を行います。
- ・自然的土地利用は、自然環境や優良農地の保全に努める区域とします。市街化調整区域は、原則として市街化の抑制を図ることを基本としつつも、自然的土地利用を「土地利用検討エリア」「土地利用調整エリア」「土地利用保全エリア」の3つに分類し、市街化区域で許容できない場合に限り、市街化の検討が可能な区域を設定します。

#### 《十地利用分類と対象地域》

土地利用分類(大分類)	土地利用分類(中分類)	対象用途地域または対象地域		
	一般住宅地	第一種住居地域、第二種住居地域		
住居系土地利用	専用住宅地	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住		
		居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域		
<b>本类、类及《土地利田</b>	商業·業務地	商業地域、近隣商業地域、準住居地域、第二種住居地域		
商業·業務系土地利用	沿道サービス地	準住居地域、第二種住居地域		
産業系土地利用	産業用地	準工業地域、工業地域、工業専用地域		
	土地利用検討エリア	新住宅エリアで都市的土地利用への転換の可能性がある地区		
自然的土地利用	土地利用調整エリア	法に基づく開発行為を行う場合に許容可能な地区		
	土地利用保全エリア	第一種農地や法規制などによって開発が困難な地域		

※オレンジ:市街化区域、ブルー:市街化調整区域

### 2-2 土地利用の方針

### (1)拠点形成の方針

### ①町民生活拠点

### <都市拠点>

- ・都市拠点は、すべての町民が定期的に利用する高次都市機能を有し、様々な都市機能を備えた町を代表する唯一の拠点として設定します。
- ・都市拠点としては、町の中心となる木山地区を位置づけ、復興区画整理によって再生した市街地を中心に、様々な都市機能の集約・充実を図り、商業や業務施設が集積する賑わいのある都市空間の創出を図るなど、中心市街地に相応しい拠点形成を進めます。

### <地域拠点>

- ・地域拠点は、周辺の地域住民が日常的に利用する拠点であり、地域の人口規模に応じた教育・文化・医療・福祉・生活利便などの複合的な都市機能を備えた拠点として設定し、都市拠点を補完する役割とします。
- ・地域拠点としては、市街化区域西側の人口密度の高い広安地域の惣領地区に位置づけ、日常的なサービス機能を有する施設の集積・維持に努め、木山地区と一体となった賑わいのある中心市街地の形成を進めます。

#### <生活拠点>

- ・生活拠点は、市街地やまとまりのある集落地などの活力維持を図る拠点として設定し、適正な生活利便・交通利便を確保する役割とします。
- ・生活拠点としては、小峯地区、飯野地区、福田地区、津森地区の4地区に設定を行い、周辺住民 の生活利便の確保を進めます。

### ②政策拠点

#### <産官学広域連携拠点>

・産官学広域連携拠点は、広域的な交通結節点となる空港での産業振興の促進を目的とし、周辺 市町村などと産業や学術研究などの広域的な連携を行うことで、多様な産業の立地を促進する ための拠点形成を進めます。

#### <新産業拠点>

・新産業拠点は、益城熊本空港 IC 周辺における産業振興の促進を目的とし、阿蘇くまもと空港や周辺市町村などへのアクセス性の向上を図り、物流・製造業を中心とした産業の立地を促進するための拠点形成を進めます。

### <広域産業拠点>

・広域産業拠点は、小池高山 IC 周辺での産業振興の促進を図ることを目的としつつ、かつ周辺市町村などと産業の広域的な連携を図ることで、広域性を生かした多様な産業の立地を促進するための拠点形成を図ります。

### <複合防災拠点>

- ・地震や洪水などの自然災害の被害を受けた本町では、安全な都市づくりに対する町民意識が高 まっており都市の防災性の強化が課題となっています。
- ・災害時の活動拠点となる既成市街地の一部区域は木山川及び秋津川沿いにあり、河川氾濫時の 浸水想定区域内に位置していることから、役場仮設庁舎周辺地区を内陸部でのより安全な防災 拠点に位置づけます。
- ・都市構造上、都市拠点と産官学広域連携拠点を結ぶ都市間連携軸の交差部付近であることから、 熊本県が広域防災拠点として位置づけている阿蘇くまもと空港及びグランメッセ熊本と連携を 図り、防災機能と町民サービス機能を補完します。

#### (2) 土 地 利 用 の方 針

#### ①市街化区域

### <一般住宅地>

・一般住宅地は、中低層の住宅や店舗、事務所などの立地を許容する住居系用途として、複合的な土地利用を許容しつつ、良好な市街地環境の形成を進めます。

### <専用住宅地>

・専用住宅地は、団地開発などにより形成された戸建住宅などが建ち並ぶ閑静な住宅地に配置し、 今後も建物用途の混在を防止するとともに、良好な住環境の維持・形成を進めます。

#### <商業・業務地>

・商業・業務地は、都市拠点及び地域拠点などの都市機能を集積すべき地区に配置し、商業・業務機能や生活サービス機能の集積・強化や土地の有効かつ高度利用を図ることで、魅力ある商業・業務地の形成を進めます。

### <沿道サービス地>

・沿道サービス地は、広域幹線道路や幹線道路などの自動車交通の多い道路沿道に配置し、通過交通などを対象とした沿道サービス施設の立地を許容します。

#### <産業用地>

・市街地内の産業用地では、周辺の居住地との混在に配慮し、適正な用途への見直しを進めます。

### ②市街化調整区域

### <土地利用検討エリア>

・土地利用検討エリアは、市街化調整区域内において、市街化区域での居住地確保などが難しい場合に、市街化調整区域の基本的な考え方の下、計画的で秩序ある土地利用を誘導し都市的土地利用を目指します。

### <土地利用調整エリア>

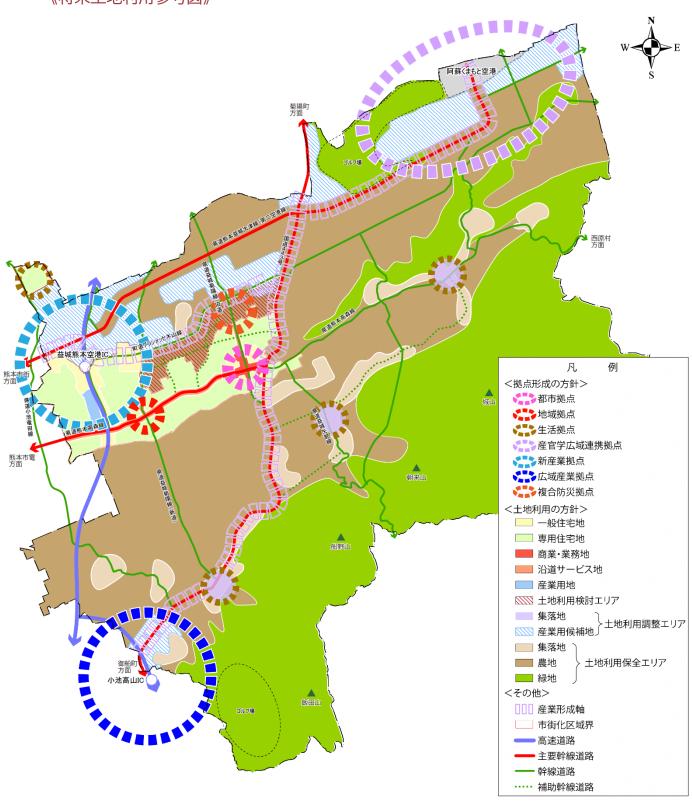
- ・土地利用調整エリアは、市街化調整区域として基本的に開発行為を規制しますが、集落活力の維持と産業振興を促進するため、都市計画法に基づく開発行為を許容するものとします。
- ・既存集落を含む生活拠点に設定する土地利調整エリア(集落地)では、集落活力を維持するため、 生活に必要な都市機能の確保に努めます。
- ・産業形成軸周辺に設定する土地利用調整エリア(産業用候補地)では、工業・産業の計画的な集積を図り、既存産業と合わせて、一体的な産業振興に努めます。

### <土地利用保全エリア>

・土地利用保全エリアは、第一種農地や森林などの第一次産業を維持・増進するための地域に設定し、積極的に農地や緑地の保全を進めます。



### 《将来土地利用参考図》



- ※参考図は概ねの位置を表記したものであり、具体に確定したものではありません。
- ※土地利用の実現にあたっては、個別法令に基づく手続きが必要であり、事業の実施などを担保するものではありません。

### 3. 市街地整備の方針

### 3-1 市街地整備の基本的考え方

市街地整備は、町民の安全で快適な生活を実現する基盤となるものであり、市街地の再生や新たな市街地形成には欠かせないものです。

本町の既成市街地では、復興区画整理が都市拠点となる木山地区で実施されており、益城熊本空港 IC 南側の広安地域内北側では組合施行の土地区画整理事業が予定され、良好な都市基盤の整備に向けた取組が進んでいますが、一方では、人口減少に伴う空き地・空き家の増加が顕在化しており、各種都市施設や生活インフラの整備による良好な居住環境を確保し、既成市街地の魅力向上を図ることが重要になっています。

そのような状況を踏まえ、市街地整備の基本的な考え方は以下のとおりとします。

- ・既成市街地においては、良好な居住環境を創出するため、道路や公園、供給処理施設などの 生活インフラの整備・改善を進め、防災性に優れた安全で快適な市街地形成を進めます。特 に、狭あい道路の残る既成市街地では、建物の更新が進まず、建物の老朽化や空き家の増加 が進み、火災発生による延焼で大災害に発展する可能性もあることから、都市基盤の改善に よる居住、防災環境の向上を進めます。
- ・都市拠点や地域拠点を担う中心市街地においては、町の玄関口にふさわしい賑わい空間の創 出とともに、土地の高度利用や有効活用を図ることで、様々な都市機能の導入を進めます。
- ・空き地・空き家については、実態を把握し維持管理に関する対策や利活用、除却などの行政 支援について検討を進めます。

### 3-2 市街地整備の方針

### (1)新たな市街地形成

- ・益城熊本空港 IC 南側の広安地域においては、益城台地土地区画整理事業を推進し、市街化区域内の良好な市街地整備と低未利用地の解消を進めます。
- ・市街化調整区域の土地利用検討エリアにおいては、市街化区域での居住地確保などが難しい場合に、市街地開発事業や地区計画策定などによる良好な都市基盤整備の伴う市街地形成に努めます。

#### (2) 既成市街地の居住環境の改善

・既成市街地においては、道路や公園、供給処理施設などの生活インフラの整備・改善を進め、防災性に優れた安全で快適な市街地形成を進めます。特に、立地適正化計画において居住誘導区域に指定された区域内では、良好な居住環境の形成を図ります。

#### (3)中心市街地の活性化

・木山都市拠点から惣領地域拠点にかけての中心市街地を中心に、広崎地区も視野に入れ、復興区画整理や県道熊本高森線の4車線化によって再生される市街地への様々な都市機能の集積・誘導を進めることで、多くの人々が交流する賑わいのある都市空間の形成を図ります。

### (4)空き地・空き家の利活用などの促進

・年々増加する空き地・空き家対策としては、空き家の除却や利活用に対する行政支援を図るとともに、所有者の不明な空き地・空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく良好な市街地形成に向けた取組を図ります。



# 《市街地整備参考図》 阿蘇くまもと空港 菊陽町 方面 ゴルフ場 熊本市電 方面 ▲ 朝来山 <新たな市街地形成> 新たな市街地 土地利用検討エリア <既成市街地の居住環境の改善> \_\_\_\_ 既成市街地 御船町 方面 小池高山IC <中心市街地の活性化> 中心市街地 飯田山 <その他> ── 市街化区域界 高速道路 - 主要幹線道路 幹線道路 •••• 補助幹線道路 ※参考図は概ねの位置を表記したものであり、具体に確定したものではありません。

### 4. 道路・交通体系の方針

### 4-1 道路・交通体系の基本的考え方

道路網や交通体系の構築を図ることは、町内外との交流を促進し、町民の安全性や利便性の確保などに繋がります。

本町の広域交通体系は、国道 443 号と県道熊本益城大津線(第二空港線)、市街地内を通る県道熊本高森線によって構成され、高速道路の益城熊本空港 IC、小池高山 IC や阿蘇くまもと空港などの交通結節点を結んでいます。このうち県道熊本高森線については、4車線化に向けた工事が進められています。

市街地内においては、市街地を南北に結ぶ都市計画道路木山宮園線、都市計画道路南北線及び都市計画道路第二南北線、県道熊本益城大津線(第二空港線)の補助的役割を担う都市計画道路惣領木山線及び都市計画道路益城東西線が幹線道路として整備されることで、市街地東側の幹線道路網は概ね構築されます。しかし、市街地西側においては、東側に比べて都市計画道路の計画が進められておらず、益城台地土地区画整理事業の進捗に応じて、都市計画道路の適正な配置が必要とされています。

そのような状況を踏まえ、道路・交通体系の基本的な考え方は以下のとおりとします。

- ・狭あい道路が多く残る既成市街地内については、狭あい箇所の解消などによる道路改良を進め、交通の移動円滑化と安全に歩ける道路整備に努めます。
- ・将来に向けて車から公共交通への転換の推進、また、賑わいのある都市空間の形成のため、 中心市街地を中心に市街地内の自転車及び歩行者空間の創出を図ります。
- ・広域交通の結節点となる IC や阿蘇くまもと空港においては、円滑な交通の流れの確保や公共 交通との乗り換えの円滑化に取り組みます。
- ・公共交通においては、木山地区に計画されている交通広場を中心とし、速達性や輸送効率に 優れた交通システムの導入を図るなど、熊本都市圏との連携、各拠点間の連絡強化を図り、 町内外の公共交通ネットワーク・サービスの利便性向上に努めます。

### 4-2 道路・交通体系の方針

### (1)広域幹線道路の整備

・県道熊本高森線の4車線化については、早期実現に向けた取組を進め、都市間連携の向上と公共交通の充実を進めます。

### (2)幹線道路網の構築

・市街地内の円滑な移動を確保するため、益城台地土地区画整理事業などが計画されている市 街化区域西側の適正な都市計画道路の配置を行うなど、幹線道路網の構築を進めます。

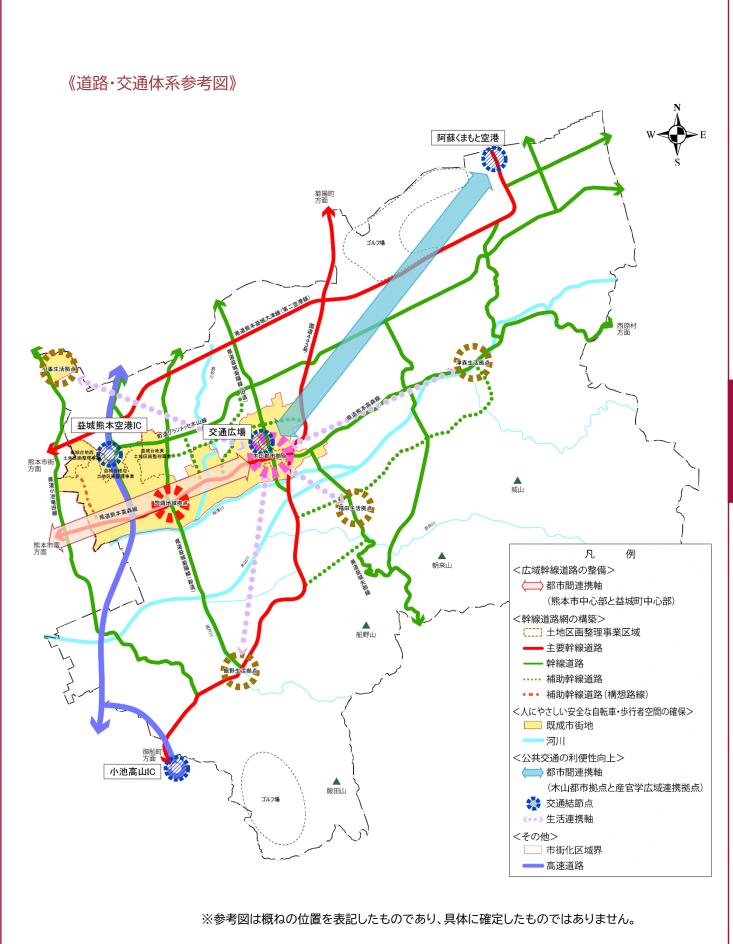
### (3)人にやさしい安全な自転車・歩行者空間の確保

- ・市街地内においては、自動車に依存せず、公共交通や徒歩、自転車で生活できる市街地環境の 形成、また、賑わいのある都市空間の形成のため、自転車や歩行者が安全に通行できる自転 車・歩行者空間の確保とネットワーク化を図ります。
- ・河川空間と田園空間などを活用した自転車利用の促進に努めます。

### (4)公共交通の利便性向上

- ・町民の公共交通の利便性確保のため、熊本都市圏などと一体となった公共交通体系の確保について検討を進めるとともに、都市間連携軸を形成するための基幹公共交通の維持・増進を図ります。
- ・各拠点の連携強化のため、交通広場の整備、デマンド交通やコミュニティバスの運行に向けた 取組を図り、地域公共交通の利用環境の向上に努めます。





### 5. 公園・緑地の方針

### 5-1 公園・緑地の基本的考え方

公園・緑地は、日々の生活において周辺住民の憩いの場、コミュニティ形成・醸成の場となるだけでなく、災害時の避難場所や延焼防止の役割を担うなど、重要な都市施設です。

既成市街地内の公園・緑地については、木山都市拠点の周辺に集中して配置されていますが、 市街地西側には公園が十分に配置されていません。

また、市街地周辺に広がる広大な農地と町の南東部の山林、河川緑地など、市街地を取り囲む自然は町民に潤いとやすらぎをもたらす重要な要素となっています。

そのような状況を踏まえ、公園・緑地の基本的な考え方は以下のとおりとします。

- ・既成市街地内の公園・緑地については、適正な配置のあり方を検討するとともに、町民利用 者ニーズを踏まえた公園・緑地機能の確保を進めます。また、一部の公園整備は、一時(いっとき)避難場所としての防災設備を導入するなど、公園の多様な機能を活用できる場所と して整備を進めます。
- ・公園・緑地に関しては、緑地に関する総合的な計画となる緑の基本計画を策定するなど、適切な公園・緑地の整備のあり方の詳細について検討を進めます。
- ・自然要素は、身近に自然と触れあえる場となるよう自然環境の保全と活用を進め、町民生活 に潤いとやすらぎを提供する場所として活用を進めます。
- ・市街地内の河川については、身近に自然と触れあえる自然要素として、親水空間の確保と遊 歩道などによる緑のネットワークづくりを進めます。
- ・市街地内においては、幹線道路の街路樹や花壇などの整備とともに、町民や企業に対する緑 化意識の啓発も同時に進め、町内の緑化の推進を進めます。

### 5-2 公園・緑地の方針

#### (1)公園・緑地の適正配置

- ・公園は、周辺住民の憩いの場となるだけでなく、災害時の一時(いっとき)避難場所や延焼防止の役割を担うなど、市街地内に必要な都市施設であることから、公園が不足する市街地西側を中心として適正な公園配置を進めます。
- ・空き地・空き家などを活用した小規模なポケットパークの整備など、町民利用者ニーズに対応した公園づくりを図ります。
- ・潮井自然公園については、町外からの利用も多く、布田川断層帯などの魅力も取り込んだ本町を代表する観光レクリエーションの場としての活用を進めます。
- ・阿蘇くまもと空港の利便性を活かし、スポーツを通じた町内外からの交流人口の拡大を促し、 広域的なスポーツ交流施設の整備に努めます。

#### (2)自然環境の保全

- ・南西部に広がる飯田山や船野山などの山林や木山川沿いに広がる広大な農地は、市街地を取り囲む良好な自然環境を有する緑として維持・保全を進めます。
- ・飯田山山頂部については、市街地が一望できる環境を活かし、既存のゴルフ場や神社などと一体となって自然を親しめるレクリエーションの場として活用に努めます。

### (3)緑のネットワークの形成

- ・町民生活に潤いとやすらぎを与える自然要素を市街地内に創出するとともに、生物多様性の維持、確保のため、河川や農道などを活用した緑のネットワークづくりを推進します。
- ・秋津川沿いの町民グラウンドを基点として、河川沿いの遊歩道や親水公園の整備、河川空間と 田園空間を活用した自転車利用の促進など、市街地内に身近に自然と触れ合える空間づくり を図るとともに、ジョギングや散策などを楽しめる市街地環境の形成を図ります。



▲秋津川河川敷

# 《公園·緑地整備参考図》 阿蘇くまもと空港 菊陽町 方面 -云クノ中央緑地 益城熊本空港IC 中央公園 運動公園 00000 熊本市電 方面 凡 <公園・緑地の適正配置> \_\_\_\_ 既成市街地 ■■ 都市計画公園 都市公園(都市計画公園を除く) <自然環境の保全> ■ 緑地 ▲ 山頂部 <緑のネットワークの形成> ○○ 緑のネットワーク 小池高山IC 河川 <その他> 市街化区域界 - 高速自動車道 - 主要幹線道路 — 幹線道路 •••• 補助幹線道路 ※参考図は概ねの位置を表記したものであり、具体に確定したものではありません。

### 6. その他都市施設の方針

### 6-1 その他都市施設の基本的考え方

都市施設は、町民が健康で快適な生活を送るために必要とされる施設で、都市施設の整備を行うことで良好な市街地環境を形成することができます。

交通施設や公園・緑地を除く都市施設としては、一般的に上下水道などの給排水施設や電気・ガスなどの供給施設、ごみ処理施設、火葬場、流通業務団地など様々な施設がありますが、本町には上下水道、公営住宅、ごみ処理施設及び火葬場が整備されています。

そのような状況を踏まえ、その他都市施設の基本的な考え方は以下のとおりとします。

・町民の健康で快適な生活を実現するため、町民生活に密接に関わりのある生活インフラの安 定したサービスの提供を進めます。

### 6-2 その他都市施設の方針

### (1)上下水道

- ・市街地の雨水排除などの内水対策を行い、清潔で衛生的な生活環境の確保と水害に強い市街 地形成とするために、下水道の整備を進めます。
- ・安定した下水道サービス提供のため、ストックマネジメント計画に基づいて下水道管路施設の 改築更新を図ります。
- ・木山川沿いの浄化センターについては、耐震性の強化や老朽施設の改築更新など、ストックマネジメント計画に基づいて施設の維持・増進を図ります。
- ・新たな都市的土地利用の進展や地域拠点の形成を補完するため計画的な見直しを行い効率的 な上下水道の整備を図ります。

### (2)公営住宅

・町民の実情や将来の需要動向を踏まえ、点在する老朽化した公営住宅などの統合・再生を図り ます。

### (3) ごみ処理場施設

・ごみ処理施設については、周辺市町村を対象とした広域的施設として検討を進めます。

### (4)火葬場

・都市計画事業として整備されている火葬場については、町民の生活に必要な施設であること から、施設の長寿命化や社会情勢の変化に応じた機能増進などを図ります。

### 7. 景観形成の方針

### 7-1 景観形成の基本的考え方

景観形成への取組は、本町らしさを育むための重要な要素であり、郷土への愛着や誇りの醸成 に繋がります。

本町には、県道熊本益城大津線(第二空港線)沿道や国道 443 号沿道に広がる広大な田園景観、 後背の阿蘇山と調和した飯田山や船野山などの山々の稜線景観、木山川や秋津川などの河川景 観、中心市街地を通る県道熊本高森線沿道の賑わいのある市街地景観など、多様な景観資源があ ります。

また、神社やその社寺林などの歴史・文化的資源もみられるとともに、平成 28 年熊本地震の震災遺構などもみられます。

そのような状況を踏まえ、景観形成の基本的な考え方は以下のとおりとします。

・景観資源に関しては、資源を守り、創り、育てるため、町の景観計画などの策定への取組を 進め、町民・企業・行政などが各々の役割を担いながら、景観形成に向けた様々な施策を進 めます。

### 7-2 景観形成の方針

### (1)自然要素を活かした景観形成

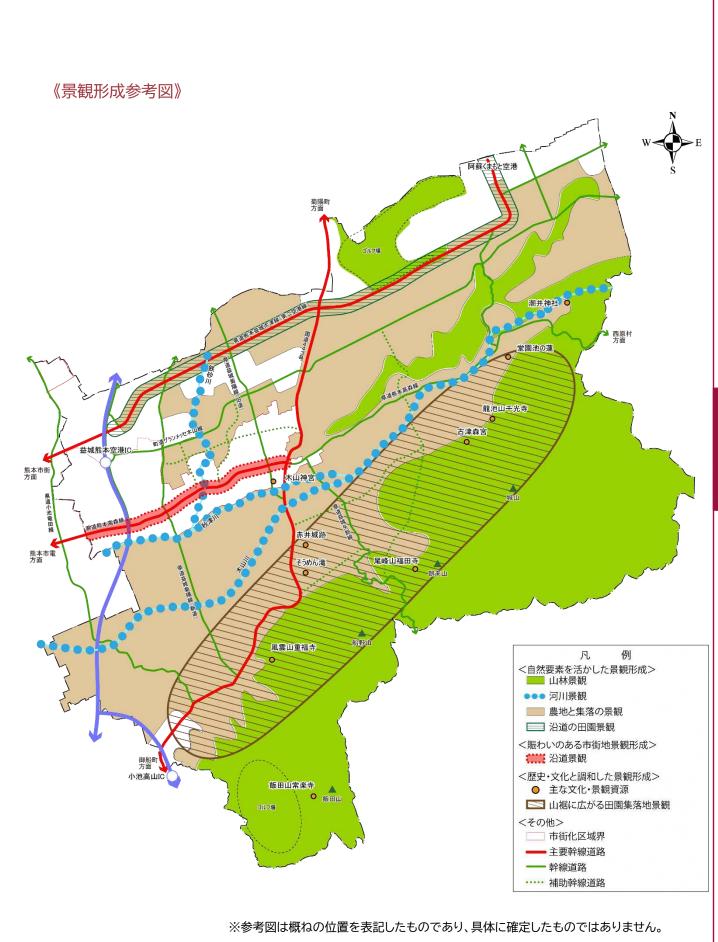
- ・山々や河川、農地による美しい自然景観は、本町の貴重な景観要素であり、適切な保全を進めます。
- ・広大に広がる農地と集落の景観、河川沿いの緑地景観など、町民の暮らしや営みとともに培われた景観については、1次産業の振興と連携した保全・育成を図ります。
- ・県道熊本益城大津線(第二空港線)沿道は、益城熊本空港 IC と阿蘇くまもと空港とを結ぶ通過 交通の多い路線であり、本町の玄関口となる路線であることから、沿道の田園景観の維持と保 全を図り、道路緑化や屋外広告物の規制・誘導を進めます。

#### (2) 賑わいのある市街地景観形成

・本町の中心市街地を通る県道熊本高森線などについては、町を代表する市街地景観として、沿道の緑化や屋外広告物の規制・誘導、沿道建築物の景観誘導、電線類の地中化による町の顔となる景観づくりを進めることで、連続性とまとまりが感じられる沿道景観の形成を進めます。

### (3)歴史・文化と調和した景観形成

- ・町の個性を育む景観形成の取組としては、史跡や神社などの文化資源や震災遺構などを活用 した文化的な景観誘導を図るため、景観計画や地区計画、建築協定などを活用した景観資源の 保全・活用を図ります。
- ・山裾に広がる田園集落地は、歴史資源と調和した趣のある景観を有しているため、景観形成に 向けた取組に努めます。



### 8. 都市防災の方針

### 8-1 都市防災の基本的考え方

災害に対しては、防災インフラの整備や土地利用規制の強化、復興対策準備、シミュレーションによる災害規模の予測などの事前防災の取組に加え、災害発生時に町民が迅速に行動できるように、町民・企業・行政などが協力して行動するための避難体制の確立や防災に対する意識啓発を図るなどソフト面での対策や事前の準備などが災害時の減災に繋がります。

本町は、平成 28 年に発生した熊本地震により、甚大な被害を受け、地震防災に対する町民意識は高まりましたが、地震に加え、全国各地で発生している豪雨災害は、これまで経験のない雨量を記録しており、本町でも毎年のように豪雨による浸水、冠水などが発生しています。そのため、風水害や土砂災害への対策も同時に進めなければならない状況にあります。

そのような状況を踏まえ、都市防災の基本的な考え方は以下のとおりとします。

・「熊本県国土強靭化地域計画」や「益城町地域防災計画」に即し、災害が発生することを前 提に、災害による被害を減らし、二次被害を拡大させない都市空間づくり、更には、災害後 の復旧・復興を迅速かつ円滑に実施できるよう、道路をはじめとする都市基盤の整備を進め ます。

### 8-2 都市防災の方針

### (1)災害による被害発生を減らす都市空間づくり

- ・災害に強い市街地を形成するには、不特定多数の人が利用する公共施設の耐震化の促進や河川堤防などの防災関連施設の耐震化を進める必要があります。また、河川改修や下水道事業などによる、河川氾濫及び内水氾濫による被害の減少など水害に強い市街地整備を進めます。
- ・河川氾濫や内水氾濫による浸水想定区域や土砂災害などの発生の危険性が高い区域においては、新たな居住を抑制していくなどの対策を進めます。

#### (2)被害を拡大させない都市空間づくり

- ・災害発生時、火災による延焼防止のためには、密集市街地における道路や公園などの適正な 配置による延焼遮断空間の確保を進めるとともに、狭あい道路の整備の促進など緊急車両の 進入が困難な市街地の解消を進めます。
- ・発災後においても安定した生活環境を確保するため、ライフライン(上下水道、ガス、電力など) の耐震化を進めます。

#### (3) 避難地などの確保

- ・災害時の避難場所の確保及び設備の充実を進めるとともに、避難場所までの避難経路の防災性を高め、高齢者や身体障がい者などが安全で円滑に避難できる経路の維持・確保を進めます。
- ・要配慮者の避難施設となる福祉避難所については、円滑な避難活動が可能となるように、既存の社会福祉施設との連携を進めます。

### (4)地域防災力の向上

・頻発する自然災害によって町民の防災意識は高まっているため、避難訓練などの地域防災活動を積極的に行い、地域防災力の向上と自助・共助の意識啓発を進めます。

### (5)事前防災への取組

・事前防災は、発生する可能性のある自然災害に対して、事前にその対策を講じるものであり、 防災インフラの整備とともに、被害規模のシミュレーションなどのソフト対策も国や県、大学な どと連携して進め、その対応策を検討するなど、事前防災への取組を進めます。



▲秋津川堤防の改修時の状況(2019年3月)



▲まちづくり勉強会の様子



### 9. 都市環境形成の方針

### 9-1 都市環境形成の基本的考え方

都市環境形成は、市街地内における日常的な町民の生活行動を支援するために必要とされる分野であり、町民生活を快適にするための取組です。

我が国は急激な人口減少・少子高齢化による超高齢化社会を迎えており、本町においても少子 高齢化が進んでいます。また、本町の社会福祉施設を利用している身体障がい者の方々もいます。 そのため、町民や高齢者、身体障がい者など、すべての方々が安全、安心して暮らせるまちづくり が必要となっています。

また、快適な居住環境を守るとともに、地球規模で温暖化が進む中で、地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの削減が急務となっています。

そのような状況を踏まえ、都市環境形成の基本的な考え方は以下のとおりとします。

- ・市街地の快適な居住環境を守るため、工場や事業所などからの煤煙による大気汚染や工場排水による水質汚濁などの発生防止に努めます。
- ・市街地内では、すべての方が歩いて暮らせる歩行空間の確保や公共公益施設のバリアフリー 化を図るなど、ユニバーサルデザインによる空間づくりを進めます。
- ・地球温暖化の原因となるCO₂などの温室効果ガス削減に向けた取組として、公共用地に限らず民地での緑化の推進や公園や街路樹の整備、コンパクトシティへの取組などを進めます。

### 9-2 都市環境形成の方針

#### (1)居住環境の悪化の防止

・市街地内は、居住地での工場や事業所の混在を抑制するとともに、やむを得ず立地を許容する場合には、工場からの大気汚染や汚水排水の基準値遵守など、発生防止を徹底することで居住環境の悪化抑制を進めます。

### (2) ユニバーサルデザインによる都市空間づくり

・市街地内は、歩いて生活できる都市環境を創出するため、誰もが快適に利用可能な歩行環境 を確保するとともに、公共公益施設のバリアフリー化を進めるなど、ユニバーサルデザインに配 慮した都市空間の形成を進めます。

#### (3)温暖化抑制への取組

- ・温暖化の抑制に寄与するまちづくりを進めるためには、道路空間や公共公益施設、民間施設などにおける緑化の推進や、自家用車から公共交通への転換による自動車排熱の削減などにより、市街地部のヒートアイランド現象の抑制を図ります。
- ・市街地内の公園や緑地の適正配置による緑化及び自家用車から公共交通への転換を図ることにより、地球温暖化の原因となるCO2などの温室効果ガスの排出削減を図ります。